

ビジネスサポートなかの

Business support NAGANO

6

JUNE 2014



経営者シリーズ トップかく語りき

有限会社太陽自動車興業
(カーコンビニ倶楽部TAIYO)
代表取締役

戸谷 勤氏

Tsutomu Toya



有限会社太陽自動車興業
(カーコンビニ倶楽部TAIYO)

長野市川中島町今里1065-11

TEL 026-286-5105

FAX 026-286-5106

設立 平成元(1989)年4月

資本金 500万円

業種 自動車の板金塗装・車検修理・販売・自動車
保険・リニューカーなど

人に恵まれ、お客様に教わりました。

「仕事で何かにぶつかってうまくいかない。でも、それが何なのか自分でも分からない。そんな時にしたのは異業種の人たちと一緒に飲みに行き、いろんな話をすることでした」

太陽自動車興業、というより「カーコンビニ倶楽部 TAIYO」の社長としての方が通りが良い、戸谷勤さん(56歳)。長野工業高校卒業後、北海道へ行く夢を抱いてスタンドでアルバイトするも結婚などで断念し、1981年兄と長野市安茂里で板金塗装会社を始めた。

技術は独学。講習会等で勉強し最新情報を仕入れ、全国さまざまな工場を見て回った。そこで得た情報から事故車のフレーム修正を手がけるも、「これでは直らない」と半年で中断してしまう。

「この時、自分でどうしたらいい

か分からなくなって。壁を乗り越えた異業種経営者の話には、俺に置き換えられるものがありました。聞いているうちに目の前が明るくなり、自分が何にぶつかっていたのか気づいた。本当に人に恵まれましたね」

そして85年、1台800万円以上するイタリア製フレーム修正機を2台導入。新たにフレームセンターを立ち上げ、フレーム修正を再開した。

92年に社長に就任し頑張っている最中、得意先が自前工場を建てるという噂を耳にし「下請け工賃は50%ダウンする」と直感。対応策を試行錯誤する中で、「半分の時間でやればいい」という発想に行き着く。それを解決したのが、板金塗装の工程で生じる補修材等の乾燥時間を劇的に短縮できる新しい材料への転換。新材料を安く手に入れる

ため「カーコンビニ倶楽部」加盟を決断した。

「以前はディーラーなどの下請けが95%。それが今は直接のお客様が95%。接し方も大きく変わりました」と戸谷さん。お客がここまでの修理でいいと言っても、板金屋としては納得できない。技術者としてのこだわりがある。「でもそれは我々の押し付け。一番はお客様の望みをかなえてあげることなんだと1年かかって気づいた。お客様に教わりました。ただ、その発想に切り替えるのにはすごく勇気が要りました」。

2つの工場を統合し、現在地に移転して12年。「多額の借金を抱え、妻とこれが最後の賭けと覚悟して開いた」。お客が入りやすい店を心がける戸谷さんのカーコンビニ倶楽部には今、主婦やファミリー客がニコニコしながら入ってくる。

回 覧

CONTENTS

JUNE 2014

6

表紙写真

経営者シリーズ

有限会社太陽自動車興業 代表取締役

戸谷 勤氏

事業実施カレンダー

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所
著作権について(7)

4

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿
税務調査の立ち会い顛末記③⑧

5

税務署からのお知らせ

最近の労働情報
2014年5月20日
「自動車運転処罰法施行」される!!

6

経営者の成長指南 浪 宏友氏

企業会計NOW
第39回 資産・負債、金融資産・金融負債の
基本的な会計処理について

7

ゴルフトホホ日記

Business Information
Tea Room

8

事業実施カレンダー

CALENDAR

6月の予定

1回	16月
2月 須坂部会 税務研修会	17火
3火 第2回通常総会	18水
4水	19木
5木 長野市三輪部会 税務研修会	20金 脳ドック検診 青年部視察(～21日)
6金 脳ドック検診 中条部会 税務研修会・総会	21土
7土	22日
8日	23月
9月	24火 8月決算法人説明会
10火	25水 経営相談室(法律相談)
11水 経営相談室(法律相談)	26木
12木	27金 脳ドック検診
13金 脳ドック検診 7月決算法人説明会	28土 川中島部会 落語寄席
14土	29日
15日	30月

平成27年度税制改正要望に
ついて議論

税制委員会(桐澤満委員長)が開催され、平成27年度税制改正要望について議論が交わされた。法人税の引き下げだけでなく、欠損金繰戻還付の期間延長や役員給与規定の廃止、法人住民税における超過課税の問題等、地方の中小零細企業が会員の多数を占める法人会ならではの視点や要望が盛り込まれた内容となった。

この改正要望は第2回通常総会の議案として上程される予定。



須高ブロックお花見会

4月22日、会員交流事業として、須高三部会(須坂・小布施・高山部会)の会員懇談会(お花見会)が開催された。当日は、三部会より60社、299名の参加があり、地元物産品があたる大抽選会も行われるなど、会員相互の交流が図られた。担当の須坂部会 神林 章 部会長は「今年は満開の桜も楽しむことができ、例年以上の参加者で好評だった。このパワーを今後の活動に活かしたい」と語っていた。



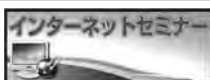
7月の予定

1火	16水
2水 女性部研修例会	17木
3木	18金 脳ドック検診
4金 脳ドック検診	19土
5土	20日
6日	21日
7月	22火
8火	23水 経営相談室(法律相談)
9水 経営相談室(法律相談)	24木 会員親睦ゴルフ大会
10木	25金 脳ドック検診 青年部例会
11金 脳ドック検診	26土
12土	27日
13日	28月
14月	29火
15火	30水
	31木

セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない方
継続的に社員研修ができるシステムがほしい方etcにぜひご覧いただきたい

インターネットセミナー 視聴無料

(長野法人会HPトップページの下段に
バナー(見出し画像)があります)



常時200タイトルのセミナーが視聴可能!!

オススメプログラム TOP3

ID: hj0901 パスワード: 0011

① 大きく変わったアジアビジネスのトレンド

～いまや“相手の土俵”で相撲を取る時代～

法政大学大学院客員教授 増田 辰弘氏

ここ数年、アジアをめぐるビジネス環境は激変した! いまや「相手国の土俵で相撲を取る」くらいの方が、ビジネスは成功するのではないか。アジアビジネスに詳しい講師が最新情勢を伝える。

② ビジネスマナーの基礎講座(1)

～見直そう! 正しい作法と話し方～「お辞儀と言葉遣い編」

(同)オモテナシズム エグゼクティブ ディレクター 高久 尚子氏

新社会人も指導する先輩社員も必見! 新しく社員が入り、先輩としてビジネスマナーを教える機会が増えた。しかし、本当に正しいマナーとは何か? わかっていても、自分で判断するのは難しいもの。長年ビジネスマナーを指導してきた講師が、挨拶の仕方や言葉遣いなど、日常業務に必要なビジネスマナーの基本を解説する。

③ どんな商店、業種でも実現出来る!

「マスコミからドンドン取材がくるプレスリリース講座」

(株)マジックマイスター・コーポレーション 代表取締役 大谷 芳弘氏

自社の商品やサービスを、効率的に宣伝したい経営者に朗報! プレスリリースを使えば、広告費をかけずにマスコミに取り上げてもらえるチャンスが増える。メディアに注目される「プレスリリース」の作り方や、ヤフーニュースに掲載される方法を、上場企業の広報室長として長い実務経験のある広報アドバイザーが伝授する。

決算説明会

7月決算法人対象

開催日時

6月13日(金)

10:00～11:30

会場

**ホクト文化ホール
2F 小ホール**

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。
今回ご都合がつかない場合は翌月以降の
説明会にご出席願います(資料請求も可)。
駐車場に限りがございます。なるべく公共
交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場 ※8月決算法人対象

6月24日(火)

10:00～11:30

ホクト文化ホール

法人会 経営相談室

法律相談は、第2・第4水曜日に開催
税務相談と労務相談は、相談申し込み
の都度開催

※詳細は同封のチラシをご覧ください。

開催日時

法律相談

6月11日(水)

25日(水)

10:00～12:00

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276(会議所ビル 3F)

TEL026-227-0011

相談員

弁護士

中嶋慎治氏・倉崎哲矢氏

費用

会員＝無料 会員以外＝5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の
申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX
(026-224-2655)にて送信願います。

ビジネス法律相談所

長野県弁護士会所属
弁護士 倉崎 哲矢
倉崎・小林法律事務所



著作権について(7)

会員の皆様こんにちは。弁護士の倉崎でございます。

さて、前回は、「著作物」に対する権利、すなわち「著作権」は誰のものかという問題点についてお話させていただきましたが、今回はその応用問題である従業者による著作という問題、すなわち従業者が著作した著作物は従業者個人のものか、それとも使用者である法人等のものかという問題点についてお話させていただきます。

まず、従業者が著作した場合の著作権の所在について著作権法は、「法人その他使用者…の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物…で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。」と規定しております(著作権法15条1項)。

この条文からすると、①「法人その他使用者の発意に基づき」、②「業務に従事する者」、③「職務上作成する」、④「法人等が自己の著作の名義の下に公表するもの」という4つの要件が充足されれば、従業者が著作した著作物であっても、その著作権は法人等の使用者に帰属することになりますので、ある著作物が従業者個人のものか、使用者たる法人等のものかは、この条文が適用されるか否かによって決まることになります。

この内②の要件の意味が争点となった重要な判例がありますので、ここで触れたいと思います。

事案は、中国国籍のデザイナーが観光ビザで来日した際、会社のアニメーション作品等に使用するものとしてアニメーションキャラクターの図画を作成したというもので、デザイナーは、会社の従業員宅に居住し、会社のオフィスで業務をし、給与名目で一定額の金員を受領し、その明細も受領していたのですが、その一方、就労ビザは取得しておらず、雇用契約書の取交し、給与からの雇用保険料及び所得税等の控除などもされていなかったため、このような場合でも②「業務に従事する者」に該当するののかという点が争われました。

最高裁判所は、この事案で②「業務に従事する者」に該当するか否かについて、「法人等と著作物を作成した者との関係を実質的にみたときに、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、法人等がその者に対して支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべき」との解釈を示した上で、在留資格の種別や、雇用契約書、雇用保険料及び所得税等の控除が無かったこと等を主たる根拠として、②の要件を否定した原審判決を破棄しました(最高裁平成15年4月11日判決[RGBアドベンチャー事件])。

参考文献 「標準著作権法」(高林龍著、有斐閣)
「著作権法」(中山信弘著、有斐閣)

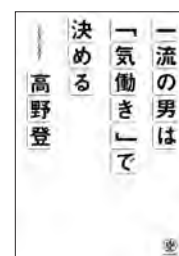
BOOK
ビジネス書
ランキング

今月の売れ筋10冊

2014.4/1~4/30
平安堂長野店 提供

- 1 嫌われる勇氣 ■岸見一郎/著 ダイアモンド社 1,500円
- 2 一流の男は「気働き」で決める ■高野登/著 かんき出版 1,400円
- 3 ディズニー おもてなしの神様が教えてくれたこと ■鎌田洋/著 ソフトバンククリエイティブ 1,100円
- 4 ゼロ ■堀江貴文/著 ダイアモンド社 1,400円
- 5 統計学が最強の学問である ■神原英資/著 ダイアモンド社 1,600円
- 6 従業員をやる気にさせる7つのカギ ■稲盛和夫/著 日本経済新聞社出版 1,600円
- 7 長野が世界に誇りたいものづくりの会社 ■SBC信越放送/著 あさ出版 1,400円
- 8 世界のエリートはなぜ、この基本を大事にするのか? ■戸塚隆将/著 朝日新聞出版 1,300円
- 9 伝え方が9割 ■佐々木圭一/著 ダイアモンド社 1,400円
- 10 何があっても、だから良かった ■青木擴憲/著 PHP研究所 1,500円

今月の一冊



一流の男は「気働き」で決める

高野登 著 かんき出版
1,400円(本体価格)

本書は、リッツ・カールトンを含む35年にわたるホテルマン及び退職後のホスピタリティの伝道師を目指している著者が出会った「気働きな人々」の多数のエピソードです。経営者のみならず社会人になった新入社員にも読んで頂きたい、男の働き方を描いた一冊です。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章 平井 幸光 渡邊 隆行

税務調査の立ち会い顛末記 38

今回のテーマは、A社(健康食品卸売業)が事業上作成するチラシやパンフレットに関して、期末在庫計上を省略できるか否かについてです。

税務調査は以下のようなものでした。

1. 会社側の行った経理処理

A社(12月決算)では、その業務の性格上、チラシやパンフレット(以下、「チラシ類」という)の印刷費が、次のとおり毎期多額に発生します。

例年、小売店向けの宣伝用に配布するもの、小売店の店頭において直接一般消費者に配布するもの、その他直接ネット販売の顧客向けに郵送配付するものなどを、4月初めに一括して発注・作成し、翌年の3月末までには完全に配布し終わるようにしています。(いずれも、無償配布するものです)

したがって、毎決算期末においては、3か月分程度の未配布在庫が存在することになりますが、その在庫量は毎期ほぼ同程度のため、A社では、特に在庫計上は行わず、購入した事業年度の損金に計上して申告してきました。

そんな中、A社では、例年とは別に、来期が創業50周年を迎えることから、来期首から大々的な特別セールの実施を計画し、この特別セール用のチラシ類を大量多額に発注・作成し、今期末までに納品を受けました。

A社は、特別セール用のチラシ類を、ほとんど配布しないまま今期の決算期末を迎えましたが、例年のチラシ類も特に在庫計上は行わないこともあり、この特別セール用チラシ類についても例年と同様に、在庫計上せず(=取得した当期の損金に計上し)、申告をしました。

その後、税務調査が行われ、調査官から次のような見解が示されました。

2. 調査官の見解

この翌期の特別セール用のチラシ類は、貯蔵品として資産計上が必要となります。理由は以下のとおりです。

広告宣伝用印刷物については、各事業年度ごとにおおむね一定数量を取得し、かつ定期的に消費している場合において、その取得に要した費用の額を、継続してその取得した日の属する事業年度の損金の額に算入している場合には、その処理を認めるとの法人税の取扱い(法人税基本通達2-2-15)があります。

しかし、本件の場合における翌期の特別セール用のチラシ類は、経常的に作成し使用する範疇を超えた大量かつ多額なものであり、これらを取得した事業年度の損金に計上することは、課税上の弊害があるため認められません。

3. 税理士のアドバイス

調査官の指摘は妥当なものと考えます。その詳細は以下のとおりです。

(1) 消耗品等在庫の原則的取扱いについて

法令においては、「消耗品で期末において貯蔵中のものは、棚卸資産として資産計上しなければならない」ことになっていますから、原則的には決算期末に未使用の消耗品等は、すべて資産計上しなければならないことになります。そうすると、本件のチラシ類などの①広告宣伝用印刷物をはじめ、②事務用消耗品(ボールペン・ノートなど)、③作業用消耗品(手袋・タオル・ウェスなど)、④包装材料(包装紙・ひも・シールなど)、⑤見本品(無償配布のサンプル・試供品など)など、毎年の購入量に大差ないこれらの消耗品等もすべて棚卸確認作業を行い、資産計上することになります。

(2) 例外的取扱い

原則は(1)の通りですが、上記①～⑤その他これらに準ずる棚卸資産(毎期ごとにおおむね一定数量を取得し、かつ、経常的に消費するものに限る)の取得に要した費用の額を、継続してその取得した日の属する事業年度の損金の額に算入している場合は、これを認めるという法人税の取扱いとなっています。この取扱は、専ら重要性の原則の見地から定められたものであることから、たとえ上記のような取扱い対象となる棚卸資産であっても、その額が相対的に多額で、しかも毎期末の在庫数量に相当の増減があるため、期末在庫計上を省略することは企業利益に与える影響が大きく、課税上也弊害があると認められる場合には、本則通りに在庫計上を要することになります。

(3) 本件について

本件の場合において、翌期の特別セール用のチラシ類は、非経常的な大量多額の取得となっており、これをほとんど配布していない状況である今期において損金の額に算入することは、調査官指摘のとおり、「課税上弊害がある」と考えられますので、上記(1)の原則的取扱いが適用されるものと考えます。

平成26年度税務職員(高等学校卒業程度)募集

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募集します。

■受験資格

- 1 平成26年4月1日において高校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成27年3月までに高校又は中等教育学校卒業見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

■試験の程度

高等学校卒業程度

■申込方法等

- 【原則】インターネット申込み (<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)
平成26年6月23日(月)午前9時から7月2日(水) [受信有効]
- 【インターネット申込みができない場合】郵送又は持参申込み
平成26年6月23日(月)から6月26日(木) [6月26日(木)までの通信日付印有効]
提出先: 希望する第1次試験地を管轄する人事院各地方事務局

■試験日

- 第1次試験 平成26年9月7日(日)
 - 第2次試験 平成26年10月16日(木)から10月24日(金)までのいずれか指定する日時
- 関東信越国税局 人事第二課 試験係 TEL048-600-3111 (内線2097)
午前8時30分～午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く)

■問い合わせ先

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

社会保険労務士
産業カウンセラー
セクハラ・パワハラ
防止コンサルタント
傳田 清一
(デンダ キヨカズ)



傳田清一 社会保険労務士事務所
〒380-0803 長野市三輪6-23-16
TEL 026-213-6338
FAX 026-233-2330
E-MAIL k-denda@sky.plala.or.jp
URL http://www.denda-sr.jp/

2014年5月20日「自動車運転処罰法施行」される!! 人事面で求められる従業員の病歴等のチェック

しばしばニュース等で重大な交通事故の被害が報道されますが、これまで飲酒運転等の危険運転で死傷事故を起こしても危険運転致死傷罪の適用が見送られるケースがあり、より事故の発生実態に即した法整備が求められていました。

罰則の見直しを求める被害者や遺族等の声を受け、今回、悪質で危険な運転者に対する厳罰化を盛り込んだ新たな法律「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（通称：自動車運転処罰法）」が制定され、平成26年5月20日より施行されることとなりました。

社有車を保有する企業においては改めて自動車管理および人事労務管理の方法を見直す必要が出てくることから、以下では今回の新法に関する内容について取り上げます。

刑法との違い



今回の法施行により、「危険運転致死傷罪」の適用対象が追加・新設されています。

【追加】

・一方通行路や高速道路の逆走、歩行者天国の暴走など「通行禁止道路（政令で定める）の危険な走行による自動車での死傷事故」

【新設】

・アルコールや薬物の影響で正常な運転に支障が生じるおそれがある状態での自動車による死傷事故
・幻覚や発作を伴う病気（政令で定める）の影響で正常な運転に支障が生じるおそれがある状態での自動車による死傷事故

これにより、以上のような状態で死傷事故を起こした場合に、その罰則が強化されることとなります。なお、この幻覚や発作を伴う病気については政令で定めるとされており、以下の6つが定められています。

❶統合失調症 ❷低血糖症 ❸そううつ病 ❹再発性の失神

❺重度の眠気の症状を示す睡眠障害 ❻てんかん（※意識障害や運動障害をもたらす発作が再発する恐れがあるケースに限定）

このことから、従業員がてんかんの持病を持っており、意識を喪失するような発作の前兆があったり、医師から指示された薬を服用せずに運転し、死傷事故を起こすと「準危険運転致死傷罪」の適用を受ける可能性があります。こうした交通事故については自動車損害賠償保障法（自賠法）第3条において、自己のために自動車を運行の用に供する者（運行供用者）が、その自動車の運行によって人身事故を発生させた場合には、損害賠償の義務を負うことが定められており、企業に対して運行共用者責任や使用者責任が課せられていることから、採用時における病歴のチェックや採用後の薬の適正服用のチェックなどの重要性が増すことになります。実務的には就業規則の採用の条文や服務規律などの見直しも求められることになりそうです。

【新設】「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」

アルコールや薬物の影響で、運転上必要な注意を怠り死傷事故を起こした場合に、その影響の有無や程度の発覚を免れるために、

・更にアルコールや薬物を摂取する

・その場を離れて身体に保有するアルコールや薬物の濃度を減少させるなどをする、12年以下の懲役となります。

「過失運転致死傷罪」に名称変更

刑法から自動車運転過失致死傷罪が移行され、「過失運転致死傷罪」に名称が変更されました。

【新設】無免許運転の場合

無免許運転で死傷事故を起こすと、法定刑が重くなります。

経営者の成長指南

ソフトスキル



人材育成コンサルタント
浪 宏友事務所

代表 浪 宏友

ソフトスキルとは、どんな業種・業態でも、どんな仕事に就いていても、またどんな職階にあっても、必ず必要となるスキルです。

仕事は、ハードスキルがあればとりあえず行うことができます。このためソフトスキルが軽視される傾向があったように思われます。しかし、ソフトスキルを持っていないために、仕事に限界が生じてしまう人も少なくありません。

うまみの多い仕事が入ったので、先輩格の優れたハードスキルを持つ社員に任せようとした。すると、何で俺なんですかなどと抵抗して、頑として受け付けませんでした。この社員にはソフトスキルがなかったために、新しい仕事に向き合えなかったのです。

仕方がないので後輩格のハードスキルはほとんどの社員に声を掛けました。俺で良ければやりますと受けたこの社員には、ソフトスキルもほとん

どありましたから、新しい仕事に前向きに取り組む、なんとかこなして、仕事のやり方を確立することができました。

すると、最初は断っていた先輩格の社員が、この仕事に入り込んできました。やはり、うまみの多い仕事はしたかったようです。自分で仕事のやり方を開発することはできないけれども、やり方が定まってしまうのでした。

こんなことが繰り返されるうちに、いつしか後輩格の社員が上層部や周囲からの信頼を勝ち得て、先輩格の社員を追い越していったのは、自然のなりゆきというものでしょうか。

ソフトスキルがなければ、時代が変わると生き残れないと言われていました。少しでも早く、ソフトスキルのある社員を、ひとりでも多く育成することをお勧めしたいと思います。

企業会計

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 井原 正人

第39回 資産・負債、金融資産・金融負債の基本的な会計処理について

I. 資産、負債の基本的な会計処理について

中小要領では、資産、負債の会計処理について次のように定められています。

2. 資産、負債の基本的な会計処理

- (1) 資産は、原則として、取得価額で計上する。
- (2) 負債のうち、債務は、原則として、債務額で計上する。

資産については、原則として取得価額で計上し、資産を取得した後の時価の変動は、原則として、会計帳簿に反映させません。

負債には、金銭債務や引当金等が含まれますが、このうち債務については、債務を弁済するために将来支払うべき金額で計上します。

資産を取得価額で計上し、債務を債務額で計上することについては、一般的に行われている会計処理方法であり、確認的に定められたものといえます。

II. 金銭債権・金銭債務の基本的な会計処理について

中小要領では、金銭債権・金銭債務の会計処理について次のように定められています。

3. 金銭債権及び金銭債務

- (1) 金銭債権は、原則として、取得価額で計上する。
- (2) 金銭債務は、原則として、債務額で計上する。
- (3) 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は、貸借対照表の注記とする。

受取手形、売掛金、貸付金等の金銭債権は、(1)にあるように、原則として、取得価額で計上します。また、支払手形、買掛金、借入金等の金銭債務は、(2)にあるように、原則として債務額で計上します。

ただし、社債を額面以下で発行する場合、額面金額と発行額が異なることになります。この場合、中小要領の解説によれば、「発行時に発行額で貸借対照表の負債に計上し、決算において、額面金額と発行額との差額を発行から償還までの期間で按分して支払利息として

計上するとともに、貸借対照表の金額を増額させることができます。」とあります。

会計処理の例を示すと以下のとおりです。

例) 償還期間5年、額面100の社債を90で引き受けてもらい、償還まで毎年増額処理をする場合

発行日(90の入金)					償還日(100で償還)
×0年	×1年	×2年	×3年	×4年	×5年
社債簿価 90	92	94	96	98	100
償還までの仕訳	(支払利息) 2/ (社債) 2	(支払利息) 2/ (社債) 2	(支払利息) 2/ (社債) 2	(支払利息) 2/ (社債) 2	(支払利息) 2/ (社債) 2
発行時の仕訳 (預金) 90/(社債) 90					償還時の仕訳 (社債) 100/(預金) 100

中小要領では、増額の処理は任意規定となっていますので、増額処理をしないケースも考えられますが、そのケースについての記載はありません。

この点、法人税法の規定と整合するように、差額を前払費用として計上して、償還期間にわたって費用処理していくことになると考えられます。

なお、現在、繰延資産に社債発行差金はありませんので、かつて行われていたように、発行価格と額面額との差額を社債発行差金として計上し、償還期間で償却していく処理は行いません。

(3) では、割引手形と裏書手形の取り扱いが定められています。

かつて、割引手形と裏書手形を貸借対照表の負債の部に計上し、受取手形と資産負債の両建てで表示する処理方法も認められていましたが、現在では、手形の割引や手形の裏書譲渡は、受取手形の譲渡取引とみなされているため、割引手形・裏書手形が貸借対照表に計上されることはありません。

ただし、受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は、資金繰りの状況を見る上で重要な情報であり、また、割引手形や裏書手形が不渡りとなった場合には遡求して弁済責任を負うため、潜在的な債務として重要な情報であることから注記することとなっています。

ゴルフトホホ日記

それでも私は90台をめざします

～ゴルフ未経験の方、ゴルフはもうやめてしまったという方も一緒にプレーしませんか?～

第3回 ▶▶▶ 迷惑をかけているのでは…

130。118。115。ボウリングではなくゴルフのスコアです。4月からゴールデンウィークにかけて3回ラウンドをする機会に恵まれましたが、そのときのスコアがこれ。

平成5年に新卒で法人会に就職してからゴルフをはじめ20年以上が経過。2年前から月4～8回のレッスンも欠かしてありません。それなのに、なぜ?

レッスンの先生にお聞きすると「素人だから少しずつ上達しているのに気が付いていないだけ。短絡的発想は捨てなさい」とピシャリ。

低スコアの恥ずかしさについては、もう慣れてしまったのですが、心配なのは連続OBのときなど「同じ組の人に迷惑をかけているんじゃないか?嫌な思いをさせていないだろうか?」と思うのです。

ところが、です。法人会の社長さんたちは、嫌な顔を一つせず、温かく機知に富んだ言葉をかけてくれます。

「後ろに飛んで行かないでくださいだと思えよ」という言葉をかけてくれた社長もいれば、長野市の加藤市長が当会副会長時代には「プ

レーの進行を妨げられなければ、まったく迷惑ではない。そんなことより、まぐれ当たりだとしても、俺のティーショットより少しでも先に行かれた方が、よっぽど迷惑だよ!」という言葉もいただきました。

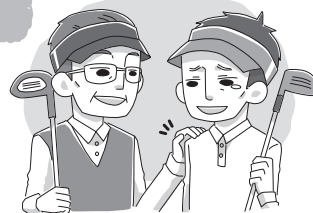
つまり、のろのろと遅延プレーさえしなければ、そんなに周りには迷惑をかけていないってことなんですね。

低スコアを苦しむのであればの話ですが、これだからゴルフはやめられない!

ゴルフを始めようと思っている方、以前プレーしたけど今はやめてしまったという方、さあ、一緒にプレーしませんか。法人会会員親睦ゴルフ大会は7/24開催(長野カントリークラブ)です。詳細は今月号の折込チラシを!

※「こんな下手でも奮闘しています」という内容で一年間お届けしております。

[文責:事務局 関]



情報アンテナ

ビジネスインフォメーション

Business Information

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

元気な人・会社を応援!長野市密着情報チャンネル!視聴は地上デジタル12ch



長野市密着情報チャンネル
セット 12ch

長野市内 **誰でも気軽に出演できる!**
30秒の無料CM

それが

好きです長野 約47,000世帯に伝わる!
 1ヶ月間約270回放送!

企業やお店、イベント主催者、はたまた個人
 (アーティスト活動や、サークル活動などをされている方)のみならず!

30秒の無料CM「好きです長野」に出演してみませんか!?

「好きです長野」は長野市の地域活性化と、セット12chの浸透を

目的とし、みなさんに無料CM出演の機会をご提供する、

これまでに無かった新しいサービスです!

お申し込み… **TEL.026-238-1710**

「好きです長野」の申し込みと
 お伝え頂くとスムーズです!

フェイスブックページははじめました!

facebook **セット12ch**

企画・運営

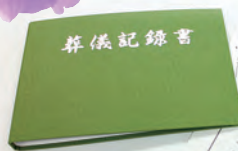


株式会社 キティック
 TEL.026-238-1710 FAX.026-238-1700
 長野市東町484-1 センターポア3F

葬儀記録書をつくりませんか。

大切なご葬儀だから、良いものを永く残したい。
 アクアフリーが心を込めてお手伝いいたします。

「葬儀記録書」は、ご会葬者のご芳名カード・手描きの
 香典帳をもとに、香典などのお心遣いを管理集計した
 ご葬儀の記録書(日米特許取得)。アクアフリーは受付
 の代行から、独自システムによるご芳名カード情報の
 正確な入力まで一貫して対応します。データ(Excel)は
 ご会葬者の返礼品対応や喪中はがきなどの宛名印刷
 にも活用できます。

葬儀記録書
セット内容

- ・法要早見表
- ・会葬者名簿(五十音順)
- ・香典金額順リスト
- ・連名、芳名の明細
- ・供花・供物一覧表
- ・CD-R(Excelデータ)

まずはお電話でお問い合わせください



株式会社

アクアフリー TEL026-217-8427

長野市東和田935 コイデビル2階 FAX 026-217-8435
<http://www.aquafree.co.jp>

もう始まっています!
新電力でコスト削減!

今、電力会社は選べる時代。信州でも新電力による電力供給がスタートしました!

○新電力3つの特長○

- 1 初期費用不要** 設備投資など一切不要、書類手続のみです。
- 2 割安な電力** 月々の基本料金が削減できます。
- 3 安定供給** 送電線網などは現状のまま使用します。

イーレックスは「新電力」のパイオニアです

イーレックス㈱は、契約する発電施設が発電した電気を、電力会社の送電線網を使用して契約したお客様に供給する「新電力」の会社です。発電される電気の安全性・信頼性は一切変わらず、これまでと変わらず電気を使用することができます。新電力のパイオニアとして、東京国税局をはじめ、関東、九州、東北地区の官公庁・学校等、民間企業に高い供給実績を誇っています。

お見積もりはお気軽にお問い合わせください。



みなとエネルギーは、イーレックスの信越地区正規代理店です。

みなとエネルギー

Minato Energy

長野市西尾張部 1154-1

TEL026-217-3710 FAX026-217-3531

Tea Room



企業を取り巻く環境は常に刻々と変化をし、事業や製品・サービスのライフサイクルも短くなっている。良い時も悪い時も、決して楽には経営させてもらえない時代。企業が生き残り、成長を続けるには、必ず立ちふさがる困難の数々。経営者が目指すモノ、背負うモノを考えると、「どんな困難があっても絶対に負けない!決して諦めない!」経営者は皆そう思っているであろう。この想いを、全社員に理解してもらい、共有することを確実に出来たなら、こんなに強い企業はないだろう。将来ビジョン、経営理念、部下育成、環境対応…経営者の悩みは尽きない。でもそれが、経営者をまた強くもする。私の周りの経営者と呼ばれる人たちも皆強い。



広報委員 牧恵一郎